

## 妊娠中の者のシートベルト着用について

平成20年11月12日付け警察庁丁交企発第350号、丁交指発第141号  
警察庁交通局交通企画課長、交通指導課長から各管区警察局長、警視庁交通部長、各道府県警察本部長あて

### (概要)

平成20年4月に日本産科婦人科学会等が編集・発行した「産婦人科診療ガイドライン」において、シートベルトの正しい着用により交通事故の被害から母体と胎児を守ることができる旨の見解が示されたことを受け、警察庁において、交通の方法に関する教則（昭和53年国家公安委員会告示第3号）の一部を改正して妊娠中の者のシートベルト着用の方法について記述を加えることとしたことから、その趣旨及び留意事項について通達するもの。